

墨田区のお知らせ

NO.1912

2018年
(平成30年)

12/21

毎月 1 日・11 日・21 日発行

つながる
墨田区

発行: 墨田区(広報広聴担当) 公5608-1111代表 〒130-8640墨田区吾妻橋一丁目23番20号

<https://www.city.sumida.lg.jp/>

すみだ

- ◆2面以上…区職員の給与等の状況・区の人事行政の運営状況
- 4面…墨田区公共施設利用システム
- 5面…すこやかライフ
- 6・7面…講座・教室・催し・募集
- 8面…区内で撮影した写真募集

改定します ご意見をお聞かせください

墨田区都市計画マスタープラン

墨田区都市計画マスタープラン(平成20年改定)は、「墨田区基本計画」でめざす都市の将来像を明確にし、その実現に向けたまちづくりの大きな道筋を示したもの。この度、まちづくりの新たな課題や社会経済状況の変化等に対応するため、本プランを改定します。皆さんのご意見をぜひ、お聞かせください。

[問合せ] 都市計画課都市計画・開発調整担当 公5608-6266

Q. 改定の特徴は?

A. 「すみだの魅力や価値を高めるまちづくり」と「協治(ガバナンス)を基本理念としたまちづくり」といった観点から見直しました。これまで積み重ねてきた区と区民による協治を基本に、地域の特色や強みを活かした、地域の価値向上につながるまちづくりの実現を図ります。

まちの将来像

Point

- ・「まちづくりの目標」を新設
- ・めざすべき都市像の見直し

■まちづくりの目標

下町文化にふれあい 人とつながり
「すみだらしさ」を次世代に継承するまちへ

■めざすべき都市像

- 都市像1 安全に安心して暮らせるまち
- 都市像2 ものづくり文化の個性がきらりと光るまち
- 都市像3 ひと・まち・文化のつながりを活かしたまち
- 都市像4 すみだならではの生活が実現できるまち

■将来都市構造図

地域特性を踏まえたエリアの設定、都市機能を適切に配置する拠点・都市軸の設定により、都市の個性と魅力を踏まえたまちづくりを誘導します。

凡例	
■	広域総合拠点
■	広域拠点
■	生活拠点
■	学術文化拠点
■	文化・スポーツ拠点
■	拠点連携軸
■	水とみどりの連携軸
—	幹線道路
—	地区幹線道路
—	首都高速道路・ランプ
—	鉄道・駅
○	地下鉄・駅



Point

- ・文花地区を学術文化拠点に設定
- ・地域特性を踏まえた4つのエリアを設定
- すみだ北部エリア
- すみだ中央部エリア
- すみだ南部エリア
- 阿川河川沿いエリア

分野ごとのまちづくり

Point

- ・都市型水害対策や空き家の適正管理の推進を強化
- ・安心して子育てできる環境づくりの推進を強化

「墨田区基本計画」の「暮らし続けたいまち・働き続けたいまち・訪れたままのまち」の実現に向けて重要な5つの分野ごとにまちづくりの方針を定めます。

安全・安心



地域ごとのまちづくり

Point

- ・地域の歴史、まちづくりの実績等を追加
- ・都市像実現に向けた地域整備方針の見直し

区内を6つの地域に分け、分野ごとのまちづくりの考え方方に各地域の特性を加えたまちづくりの方針を定めます。

本プランでは、区が先導して取り組む事業や、まちづくりの推進に関する考え方もまとめています。

詳細は、下記の場所で閲覧できる改定案をご覧ください。

ご意見をお聞かせください

墨田区都市計画マスタープランの改定案に対し、広く区民の皆さんの声を聞くパブリックコメント(意見募集)を行います。

[改定案の閲覧期間／閲覧場所] 平成31年1月10日(木)まで／都市計画課(区役所9階)、区民情報コーナー(区役所1階) *土・日曜日、祝日は区民情報コーナーのみ(年末年始を除く) *区ホームページでも閲覧可(右下のコードを読み取ることでも接続可) [ご意見の提出方法] ご意見(A4用紙1枚程度で書式自由)と、住所・氏名(団体名)・電話番号を、直接または郵送、ファックス、Eメールで31年1月10日(必着)までに、〒130-8640都市計画課都市計画・開発調整担当(区役所9階) 公5608-6266・FAX5608-6409・E-mail:TOSHIKEIKAKU@city.sumida.lg.jpへ



コード

例えば…

説明会では、このような意見が出ました



2つの大学ができる、まちづくりが進むことに期待！ タワービュー通りに、もっとぎわいがあれば…

